

様式第一号

法人名 医療法人社団 順心会
所在地 兵庫県加古川市別府町別府865番1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(平成31年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	13,141,148	I 流動負債	2,341,270
現金及び預金	10,717,332	買掛金	20,708
事業未収金	2,252,891	短期借入金	319,029
たな卸資産	50,229	未払金	1,208,018
前払費用	39,624	未払費用	1,590
その他の流動資産	81,069	未払法人税等	299,797
II 固定資産	11,694,131	未払消費税等	4,209
1 有形固定資産	10,928,351	前受金	43,395
建物	4,977,536	預り金	44,873
構築物	117,904	賞与引当金	399,607
医療用器械備品	264,930	その他の流動負債	39
その他の器械備品	46,311	II 固定負債	2,096,555
車両及び船舶	8,757	長期借入金	1,741,568
土地	4,387,825	その他の固定負債	354,987
建設仮勘定	642,051	負債合計	4,437,825
その他の有形固定資産	483,033	純資産の部	
2 無形固定資産	173,096	科 目	金 額
ソフトウェア	17,856	I 積立金	20,397,454
その他の無形固定資産	155,240	設立等積立金	205,036
3 その他の資産	592,683	繰越利益積立金	20,192,417
有価証券	113,588	II 評価・換算差額等	—
長期貸付金	15,730		
長期前払費用	75,556		
繰延税金資産	135,106		
その他の固定資産	252,702	純資産合計	20,397,454
資産合計	24,835,280	負債・純資産合計	24,835,280

法人名 医療法人社団 順心会

※医療法人整理番号

所在地 兵庫県加古川市別府町別府865番1

損 益 計 算 書

(自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		13,273,789
2 事業費用		
(1) 事業費	10,898,803	
(2) 本部費	192,344	11,091,147
本来業務事業利益		2,182,642
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		1,351,604
2 事業費用		1,251,724
附帯業務事業利益		99,879
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		—
2 事業費用		—
収益業務事業利益		—
事業利益		2,282,521
II 事業外収益		
受取利息	2,680	
その他の事業外収益	120,383	123,064
III 事業外費用		
支払利息	27,007	
その他の事業外費用	314	27,322
経常利益		2,378,263
IV 特別利益		
固定資産売却益	299	
その他の特別利益	3,784	4,084
V 特別損失		
固定資産除却損	2,826	
その他の特別損失	15,390	18,216
税引前当期純利益		2,364,131
法人税・住民税及び事業税	534,422	
法人税等調整額	7,205	541,628
当期純利益		1,822,503

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表に関する注記

1. 継続事業の前提に関する事項

該当ありません。

2. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

(2) 有価証券の評価方法

全てその他有価証券として保有しており、時価のないものとして、移動平均法による原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

法人税法の規定に基づく定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については法人税法の規定に基づく旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については定額法、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

法人税法の規定に基づく定額法又は旧定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込額を計上しております。なお、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、貸倒引当金に係る会計処理については法人税法（昭和40年法律第34号）における貸倒引当金の繰入限度額を計上する簡便法を採用しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

6. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

(1) 固定資産の償却年数又は残存価額の変更に関する重要性がある場合の影響額

(2) 満期保有目的の債券に関する重要性がある場合の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

(3) 原則法を適用した場合の、退職給付引当金の計算の前提とした退職給付債務等の内容

(4) 繰延税金資産及び繰延税金負債に関する重要性がある場合の主な発生要因別内訳

(5) 補助金等に重要性がある場合の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

上記(1)～(5)に関して、該当がないもしくは重要性に乏しいことから記載を省略いたします。

7. 重要な会計方針を変更した旨等

該当ありません。

8. 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金に関する事項

該当ありません。

9. 担保に供されている資産に関する事項

下記の資産につき、借入金の担保に供しております。

土地	2,483,181 千円
建物	2,992,309 千円

10. 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

該当ありません。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	栗原 英治	理事長	債務被保証	当法人銀行借入に対する連帯保証	2,060,597	—	—
役員	小畑 好伸	理事	債務被保証	当法人銀行借入に対する連帯保証	272,510	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

当法人は銀行借入に関して、理事長 栗原英治、及び理事 小畑好伸から債務保証を受けております。なお、債務被保証については、保証料の支払は行っておりません。

11. 重要な偶発債務に関する事項

該当ありません。

12. 重要な後発事象に関する事項

該当ありません。

13. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

重要性に照らし、記載すべき事項はありません。